

表4 学校給食費（1食当たり）の改定変遷状況調べ
各年度5月1日現在

年度	小学校		中学校		夜間高校	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
45	47.43	100	54.21	100	-	-
46	52.97	112	61.73	114	-	-
47	60.74	128	71.57	132	-	-
48	72.30	152	82.79	153	85.25	100
49	100.50	212	116.89	216	122.31	143
50	123.67	261	147.93	273	150.01	176

注 比率は昭和45年度を100とした場合のアップ率。ただし夜間高校は48年度を100とする。

四十八年度までの給食費の上昇率は前年比約十一パーセント程度であったが、四十九年度における前年比は約四十パーセントとなっている。これは、四十八年後半における石油ショックに端を発した物価の異常な高騰が原因となっている。

表5は、本年五月一日現在における教育事務所別の給食費（一食当たり・月額）は年額を十一月で除した額である。給食実施回数調査した表である。一食当たりの給食費が最下位なのは南会津であるが、これは、南会津地区に公費負担を行っている市町村があるため、父兄負担は低額になっている。また月額が高額なのは相双であるが、これは給食実施回数週六日間で他地区より多く実施しているため、高額になっているのである。

表5 教育事務所別給食費及び給食実施回数調べ
50年5月1日現在

	一人一食平均単価		一人月額平均			年間給食回数			
	小学校		中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	中学校	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	中学校		
県北	117.47	117.49	137.25	2,033	2,033	2,358	190	190	187
県中	129.44	130.11	150.39	2,270	2,270	2,606	195	195	195
県南	124.61	124.69	147.32	2,236	2,236	2,668	197	197	199
南会津	112.23	112.65	108.41	2,053	2,053	1,942	208	208	226
会津	122.31	122.71	152.20	2,119	2,122	2,594	189	189	187
いわき	125.12	125.12	155.51	2,184	2,184	2,715	190	190	190
相双	122.44	123.00	146.64	2,506	2,506	2,935	225	225	220
平均	123.67	124.02	147.93	2,203	2,204	2,620	196	196	196

※ 給食費は父兄負担額である。

(三) 栄養職員の設置動向
市町村教育委員会及び夜間定時制高校に勤務する学校栄養職員を除いては、昭和四十八年度まで「栄養職員設置費補助金」が、学校栄養職員を設置する市町村に対して交付されてきたが、四十九年「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」の公布施行されたのに伴って同年十一月一日付で、市町村負担職員への切替え措置が行われた。

表6 栄養職員設置状況
各年度5月1日現在

年度	45	46	47	48	49	50
市町村教育委員会	19	18	17	17	21	18
小学校	29	33	31	36	31	47
中学校	1	3	6	7	6	9
共同調理場	28	31	35	45	47	48
夜間高校	13	13	13	13	12	12
計	90	98	102	113	117	134

三、課題と対策
(一) 給食時間の確保

表6は、四十五年度から本年度までの間における栄養職員の設置状況を示した表である。四十五年度を百とすると、本年度は百四十八の指数となっている。前記法律によって昭和五十三年度までは、更に増員が図られる見込みである。

(四) 給食施設設備に対する国庫補助給食施設設備の整備に要する経費については、学校給食法に基づき、表7に示す国庫補助制度がある。食内容の多様化及び改善充実等の要請から調理室も広くすることが必要となっている実情にあるため、施設の基準面積は四十五年度を百とすると、本年度は二百八十五に、設備の基準額も四百八十四に引き上げられている。

表8は、給食時間の確保は、給食時間の設定を調査したものである。小学校は四十分、中学校は五十分、夜間高校は五十分である。

表8 給食時間の時数配分状況
49年12月調べ

学校数	給食時間と休憩時間を明確に位置付けている学校	左の欄のうち給食時間の割付け時間数内訳				
		15分以下 (%)	16~25分 (%)	26~39分 (%)	40分以上 (%)	
小学校	590	565 (95.8)	23 (4.1)	63 (11.1)	188 (33.3)	291 (51.5)
中学校	270	242 (89.6)	64 (26.4)	95 (39.3)	60 (24.8)	23 (9.5)

セントに達しているのに対して、中学校は九・五パーセントである。現在の学校給食は、学校・教育の一環として実施されているのであるから、その基本的な考え方を再確認し、学校生活の一日の目録に明確に位置付けし、その時数も手洗いや配膳から後始末休憩まで加味さ

表7 給食施設、設備国庫補助内訳

補助対象事業細目	補助率	補助対象事業細目	補助率
(小・中学校分)		(へき地学校分)	
単独校調理場施設設備	1/2	へき地学校給食施設設備	%~%
共同調理場施設設備	1/2	ミルク給食施設設備	%~%
共同調理場廃水処理設備	1/2	(夜間定時制高等学校)	
生乳殺菌設備	1/2	給食施設設備	1/3
牛乳用等冷蔵設備	1/2	学校食堂施設設備	1/3
特別輸送車	1/2	牛乳用等冷蔵設備	1/3
学校食堂施設設備	1/2	炊飯給食施設設備	1/3
炊飯給食施設設備	1/2	学校給食施設設備更新(単独校)	
学校給食施設設備更新(単独校)	1/3	運搬用自動車更新	1/3
運搬用自動車更新	1/3	学校給食施設設備更新(共同)	1/3
学校給食施設設備更新(共同)	1/3	学校給食設備改善(単独校)	1/2
学校給食設備改善(単独校)	1/2	学校給食設備改善(共同)	1/2
学校給食設備改善(共同)	1/2		

(注) へき地学校の補助率は次のとおり
前年度の財政力指数
20%未満の市町村 8/10
20%以上40%未満の市町村 7/10
40%以上50%未満の市町村 6/10